

教生学第 470 号
平成 30 年 9 月 5 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

平成 30 年度「自殺予防週間」の実施について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長及び高等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

つきましては、本週間の趣旨及び自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、平成 30 年度「自殺予防週間」実施要綱（別紙 2）を確認し、児童生徒の自殺対策に一層配慮いただくようお願いします。

また、先般発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（平成 30 年 6 月 12 日付け教生学第 224 号通知）においては、18 歳以下の自殺は、全国的には学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いしたところであり、同通知を再度確認し、児童生徒の自殺予防に向けた取組を確実に行うよう、改めてお願いします。

なお、北海道教育委員会では、平成 28 年度から文部科学省の指定を受け、「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」を作成しましたので、積極的に活用し、自殺予防等に係る取組を組織的・体系的に進めるようお願いします。

また、本プログラムについては、道教委のウェブページにも掲載していることを申し添えます。

〈掲載 URL〉

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jisatuyoboukyouiku.htm>

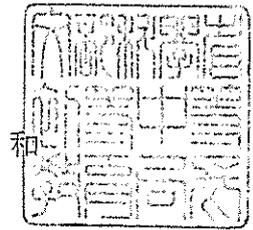
（生徒指導・学校安全グループ）



30受文科初第1342号
平成30年8月31日

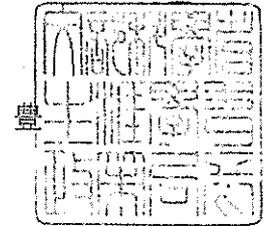
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省初等中等教育局長
高橋道



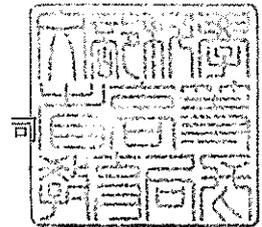
(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
義本博



(印影印刷)

平成30年度「自殺予防週間」の実施について（通知）

平成30年8月23日付け社援発0832第4号により厚生労働省から依頼のあった「平成30年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について（依頼）」（別紙1）についてお知らせします。

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）において、9月10日から9月16日までの1週間を「自殺予防週間」と位置づけ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとされております。また、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決

定)には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。貴職におかれては、この週間の趣旨を踏まえ、平成30年度「自殺予防週間」実施要綱(別紙2)を確認し、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

また、先般文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」(平成30年6月8日付け30初児生第5号児童生徒課長通知)(別紙3)においては、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、これらの時期にかけて、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するよう依頼したところです。同通知を再度確認し、児童生徒の自殺予防について御対応をお願いいたします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く国立大学及び公立大学におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

【参考】

- ・自殺予防週間について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130808.html>

- ・自殺予防週間ポスター

- －児童生徒対象「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号を記載したもの(別添1)
- －児童生徒対象「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が記載されていないもの(別添2)

(担当)

【小・中・高等学校について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3293)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

【専修学校・各種学校について】

生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係

電話 03(5253)4111(内線2939)

FAX 03(6734)3715

e-mail shosensy@mext.go.jp

【大学・短期大学・高等専門学校について】

高等教育局学生・留学生課 厚生係

電話 03(5253)4111(内線2519)

FAX 03(6734)3391

e-mail gakushi@mext.go.jp



社援発 0832 第 4 号
平成 30 年 8 月 23 日

文部科学省 初等中等教育局長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

平成 30 年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において、9 月 10 日から 9 月 16 日までの 1 週間を「自殺予防週間」と位置づけ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとされております。

また、自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとも定められています。

このため、厚生労働省では、別添のとおり平成 30 年度「自殺予防週間」実施要綱を作成し、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに啓発活動及び支援策を強力に推進することとしています。

つきましては、貴省庁におかれましても、本自殺予防週間の趣旨への御理解を賜り、実施要綱に基づき、啓発事業の実施や各種相談支援等の取組の推進を図るとともに、貴管下の関係機関、関係団体等に対し、積極的に周知、指導をしていただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線 2837）

担当者：福永、川島、井上

E-mail：jjsatsutaisaku@mhlw.go.jp

平成 30 年度「自殺予防週間」実施要綱

1 趣旨

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「基本法」という。）では、9 月 10 日から 9 月 16 日までを「自殺予防週間」と位置付け、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする事とされています。また、平成 29 年 7 月 25 日に閣議決定した、新たな「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）では、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

基本法及び大綱に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、平成 30 年度の自殺予防週間においては、国、地方公共団体、関係機関及び関係団体等が一体となって集中的に啓発事業及び各種相談事業等を実施します。

2 実施期間

平成 30 年 9 月 10 日（月）から 9 月 16 日（日）まで

3 実施体制

(1) 関係省庁等

厚生労働省、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び地方公共団体

(2) 協賛団体

別紙のとおり

4 実施に当たっての基本方針

(1) 国民一人ひとりへの呼び掛け

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要があり、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進するとともに、自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

具体的には、新聞、テレビ、ラジオ、ポスター、インターネット及び SNS 等様々な媒体を活用し、自殺や自殺関連事象、精神疾患等に対する偏見を

なくし、正しい知識を全ての国民を対象に分かりやすく啓発します。また、孤立・孤独を防ぐことが自殺予防対策の有効な手段であることから、国民一人ひとりが自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話に耳を傾け、必要に応じて支援先につなぎ、見守っていく「ゲートキーパー」としての意識を持ってもらうよう、自殺の危険を示すサインとその対応方法や、相談窓口の具体的な周知を含めた啓発活動も展開します。

(2) 様々な主体との連携・協力の推進

社会全体で自殺の危険性を低下させる取組を推進する観点から、実施主体のみならず、経済団体、労働団体、職能団体、自殺者の親族等の団体及び支援団体、並びに関係する学会等から、できる限り多くの幅広い協力・協賛を得ることとします。

特に、自殺の背景には多様な要因があることを踏まえ、支援を必要としている人に適切に対処できるよう、こうした様々な主体が有機的に連携・協力して相談支援事業と関係施策との効果的な連動を図る等、自殺予防対策を集中的に実施します。

(3) 効果的かつ適切な広報手法

国、地方公共団体、関係機関及び関係団体等が連携し、全ての国民を対象にした、分かりやすく、具体的な自殺予防対策キャンペーンを実施します。

なお、その際にロゴマーク「いのち支える」の積極的な活用に努めます。

特に、それぞれの世代の特徴に応じて、また、自殺者の親族等についてはその心情に配慮した呼び掛けを行います。

5 主な実施事項

(1) 相談支援事業の実施

ア 関係機関及び関係団体に対し、自殺予防週間中に相談支援事業を集中的に実施するよう幅広く呼び掛けます。

イ 厚生労働省が実施する、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業をはじめ、支援を必要としている人が確実に適切な相談支援事業の情報を得ることができるよう、厚生労働省の「支援情報検索サイト」(<http://shienjoho.go.jp/>)への情報集約を行い、周知を図ります。

ウ 厚生労働省は、都道府県及び政令指定都市に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル」(0570-064-556)の相談の実施日や受付時間の延長等の拡充を呼び掛けます。

エ 厚生労働省において、生きにくさ、暮らしにくさを抱える方々の具体的な問題解決につなげることを目的に電話相談を実施している「よりそいホ

ットライン」(被災3県以外 0120-279-338、被災3県 0120-279-226、FAX
番号 03-3868-3811)の連絡先の周知を行います。

オ よりそいホットラインやこころの健康相談統一ダイヤルについて、広く
周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該相談電話につい
て聞いたことがあるようにすることを目指します。

(2) 広報啓発事業の実施

ア 厚生労働省においては、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用
した広報事業を実施します。若年層にも訴求するため、若年層の利用率が
高いインターネット(スマートフォンを含む。)やSNSを活用した広報を
重点的に展開します。

イ 関係省庁、地方公共団体、関係機関及び関係団体等に対して、厚生労働
省における広報との連動や、それぞれの日常的な活動の場所や機会を積極
的に活用した効果的な自殺対策の啓発事業の実施を呼び掛けます。

ウ 「ゲートキーパー」としての役割が期待される団体等に対して、「ゲート
キーパー」の養成のための取組等を行うよう呼び掛けます。

エ 国民一人ひとりにおける学びをはじめ、教育の現場での活用や様々な主
体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて
提供している、「ゲートキーパー」養成用の様々な資料等を周知します。

オ 厚生労働省公式のTwitter及びFacebookにおいて、自殺予防週間の開始
及び前記(1)イからエの啓蒙活動及び相談事業に関する情報を発信しま
す。

(3) 関係団体からの協力の拡大と連携の強化

幅広い団体に対して呼び掛けを行い、新たな団体等からの協力の拡大を目
指すとともに、これまでも協力を得てきた団体との更なる連携の強化を図り
ます。

(4) 関係省庁等における趣旨の徹底

関係省庁等は、対外的な啓発事業等の実施のみならず、全ての所属職員に
対しても本週間の趣旨等を周知徹底します。

(協賛団体) (予定)

- ・公益社団法人日本医師会
- ・公益社団法人日本薬剤師会
- ・日本弁護士連合会
- ・日本司法書士会連合会
- ・日本司法支援センター
- ・一般社団法人日本産業カウンセラー協会
- ・公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- ・公益社団法人日本精神科病院協会
- ・公益社団法人日本精神神経科診療所協会
- ・一般社団法人日本精神科看護協会
- ・公益社団法人日本看護協会
- ・一般社団法人日本臨床心理士会
- ・一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・日本商工会議所
- ・全国商工会連合会
- ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・全国中小企業団体中央会
- ・公益社団法人経済同友会
- ・公益社団法人日本青年会議所
- ・公益財団法人日本生産性本部
- ・日本貸金業協会
- ・公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ・日本労働組合総連合会
- ・日本アルコール・アディクション医学会
- ・日本うつ病学会
- ・一般社団法人日本産業精神保健学会
- ・一般社団法人日本児童青年精神医学会
- ・日本精神衛生学会
- ・公益社団法人日本老年精神医学会
- ・一般社団法人日本社会精神医学会
- ・一般社団法人日本心理臨床学会
- ・一般社団法人日本心身医学会

- ・ 日本学生相談学会
- ・ 公益社団法人日本小児科学会
- ・ 特定非営利活動法人日本法医学会
- ・ 公益社団法人日本精神神経学会
- ・ 一般社団法人日本自殺予防学会
- ・ 一般社団法人日本公衆衛生学会
- ・ 一般社団法人日本精神科救急学会
- ・ 一般社団法人日本総合病院精神医学会
- ・ 一般社団法人日本睡眠学会
- ・ 一般社団法人日本臨床救急医学会
- ・ 北海道旅客鉄道株式会社
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 西日本旅客鉄道株式会社
- ・ 四国旅客鉄道株式会社
- ・ 九州旅客鉄道株式会社
- ・ 一般社団法人日本民営鉄道協会
- ・ 関東鉄道協会
- ・ 全国国立大学附属学校連盟
- ・ 全国国立大学附属学校PTA連合会
- ・ 日本私立中学高等学校連合会
- ・ 公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・ 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
- ・ 全国連合小学校長会
- ・ 全日本中学校長会
- ・ 全国高等学校長協会
- ・ 全国定時制通信制高等学校長会
- ・ 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
- ・ 特定非営利活動法人教育支援協会
- ・ 全国人権擁護委員連合会
- ・ 日本赤十字社
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・ 公益財団法人全国老人クラブ連合会
- ・ 公益社団法人国民健康保険中央会
- ・ 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構
- ・ 公益財団法人産業医学振興財団
- ・ 中央労働災害防止協会

- ・公益社団法人日本心理学会
- ・全国精神保健福祉センター長会
- ・公益社団法人日本社会福祉士会
- ・一般社団法人日本いのちの電話連盟
- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・公益社団法人青少年健康センター
- ・特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク
- ・特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター
- ・自死遺族ケア団体全国ネット
- ・特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター
- ・特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター
- ・特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター
- ・一般社団法人社会的包摂サポートセンター
- ・特定非営利活動法人OVA
- ・特定非営利活動法人BONDプロジェクト
- ・特定非営利活動法人Light Ring.
- ・認定特定非営利活動法人3keys
- ・公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
- ・一般財団法人全国SNSカウンセリング協議会
- ・青少年ネット利用環境整備協議会
- ・検索サービスの健全な発展に関する研究会
- ・一般社団法人セーファーインターネット協会
- ・日本税理士会連合会

(順不同)

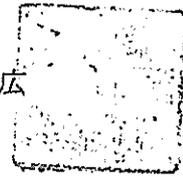


30 初児生第5号
平成30年6月8日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田 知 広



(印影印刷)

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあるところです。また、昨年には、人の目の届きにくい SNS を利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な事件も発生しています。

自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があります。これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、下記に掲げる取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長及び公立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 自殺予防に係る具体の取組について

毎年、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて児童生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、これらの期間において集中的に実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）を実施するなどにより、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(※) SOSの出し方に関する教育については、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）連名通知）を参照。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等の地方公共団体において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

【参考】

- 「18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄）」
- 「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」
- 「子供に伝えたい自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf
- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

【担当】

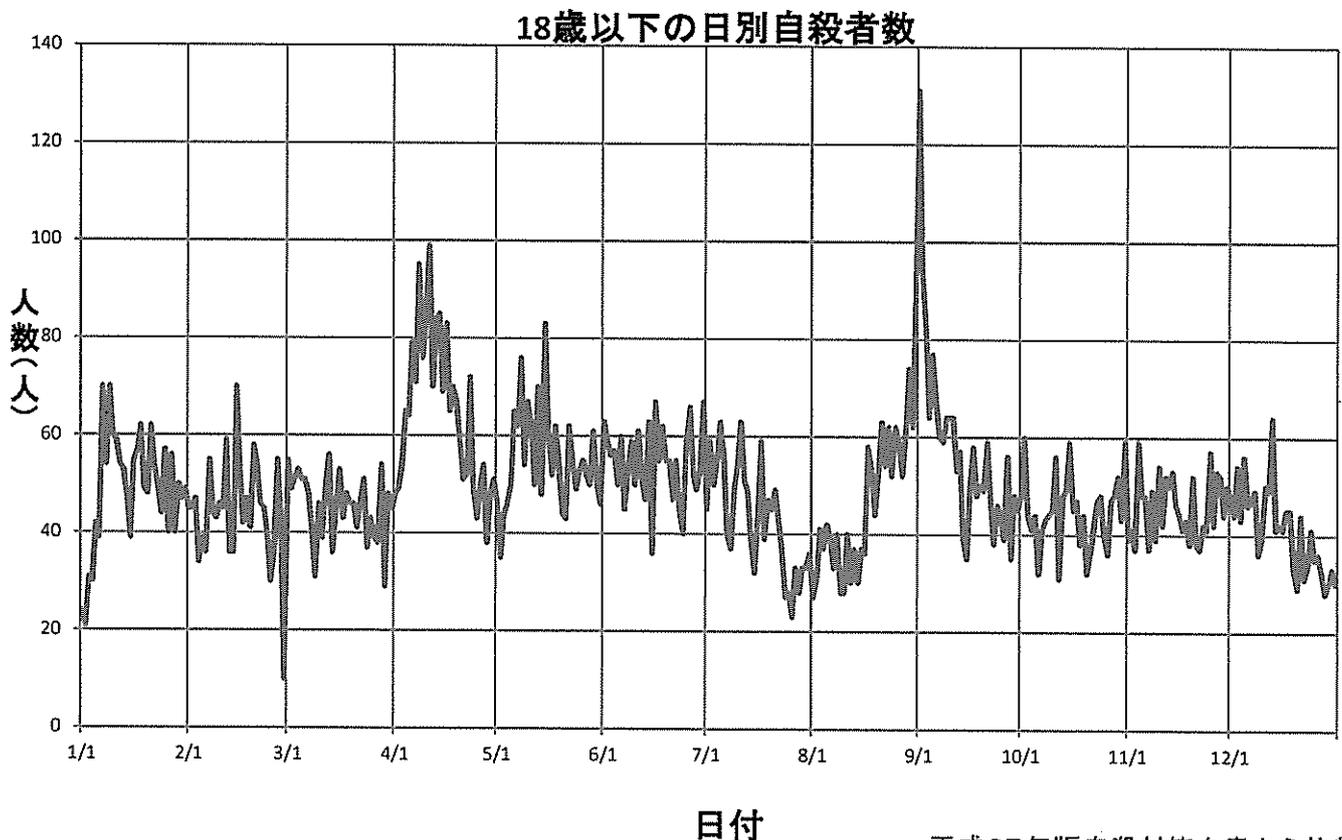
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋
(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

誰	話	今
か	し	、
が	た	
い	い	
る		

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル



なやみいおう
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)





ほんの少しの勇気と行動が 世界をやさしくする



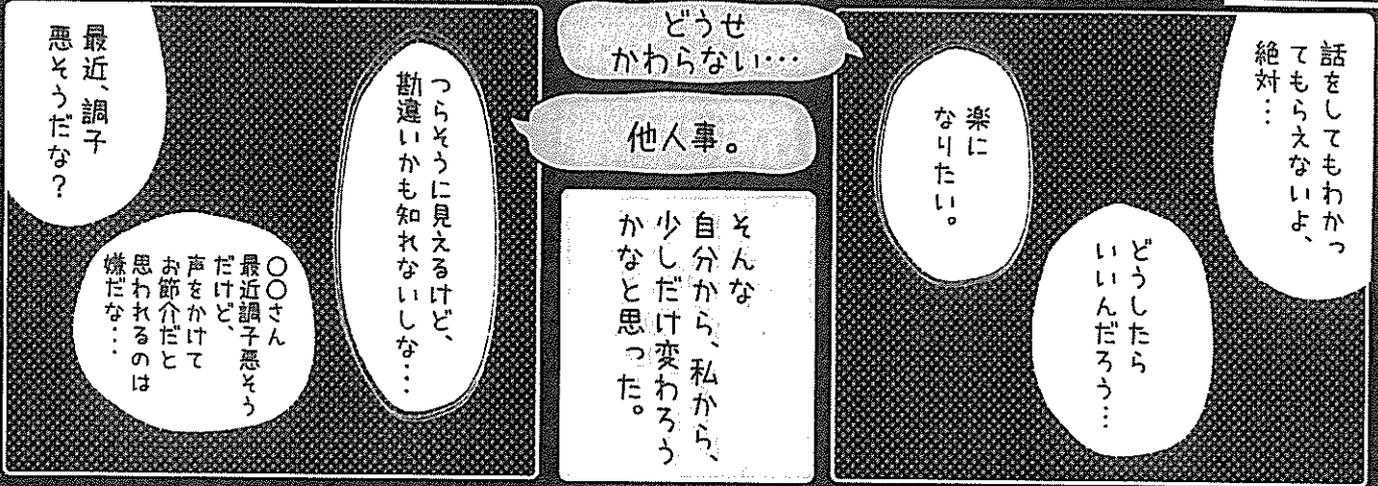
平成30年度 自殺予防週間 9月10日(月)-9月16日(日)

<p>こころの健康相談 統一ダイヤル</p> <p>0570-064-556</p> <p><small>相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。</small></p>	<p>支援情報 検索サイト</p> <p>http://shienjoho.go.jp/</p> <p><small>電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口をご紹介します。</small></p>
<p>24時間対応 よりよいホットライン</p> <p>0120-279-338</p> <p><small>岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方 マイナンバーカードをお持ちの方 (お住まい)</small></p>	<p>FAXでの相談の方</p> <p>FAX 03-3868-3811</p> <p><small>IP電話及びLINE OUT からおかけの方 050-3655-0279</small></p>
<p>24時間対応 24時間子供SOSダイヤル</p> <p>0120-0-78310</p> <p><small>フリーダイヤル</small></p>	<p><small>自教育委員会等によって運営されている、 全国共通のダイヤルです。</small></p>
<p>SNS相談事業 (平成30年上半期) の実施団体</p> <p>厚生労働省 SNS相談</p>	<p>いのち支える 厚生労働省</p>

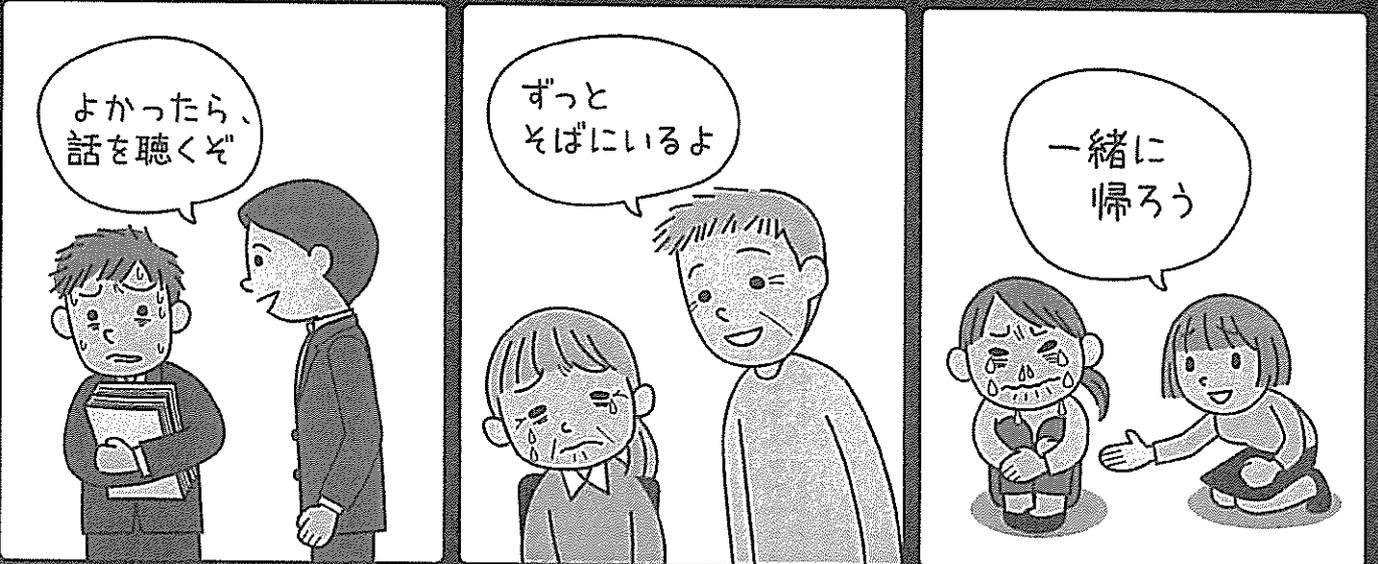
みんなで取り組もう **「いのち支えるゲートキーパー」**

ゲートキーパーの役割

- ①変化に気づく
- ②じっくりと耳を傾ける
- ③支援先につなげる
- ④温かく見守る



ほんの少しの勇気と行動が 世界をやさしくする



平成30年度 自殺予防週間 9月10日(月)-9月16日(日)

<p>こころの健康相談 統一ダイヤル</p> <p>おこなう まもろうよ こころ</p> <p>☎ 0570-064-556</p> <p><small>相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。</small></p>	<p>支援情報 検索サイト</p> <p>http://shienjoho.go.jp/</p> <p><small>電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口をご紹介しております。</small></p>
<p>24時間対応 よりそい ホットライン</p> <p>フリーダイヤル ☎ 0120-279-338</p> <p><small>老手県・宮城県・福島県内からかけの方 ガイダンスで対応可能な場合があります。休日の場合は</small></p> <p>☎ 0120-279-226</p>	<p>FAXでの相談の方 FAX 03-3868-3811</p> <p>IP電話及びLINE OUT からかけの方 050-3655-0279</p>
<p>SNS相談事業(平成30年上半年期)の実施団体 については、厚生労働省ホームページで確認できます。</p> <p>厚生労働省 SNS相談 検索</p> <p>いのち支える</p> <p>厚生労働省 <small>Ministry of Health, Labour and Welfare</small></p>	

みんなで取り組もう **「いのち支えるゲートキーパー」**

ゲートキーパーの役割

- ①変化に気づく
- ②じっくりと耳を傾ける
- ③支援先につなげる
- ④温かく見守る